

北米地第 5578 号

平成20年5月12日

高知県土木部長 殿

外務省北米局日米安全保障条約課長



米国海軍艦船の寄港に関する照会について

先般、貴職から、米国海軍艦船の寄港に関する照会があった点につき、下記のとおり回答いたします。

記

従来から、国会における答弁等において表明しているとおり、日米安全保障条約上、いかなる核の持込みも事前協議の対象であり、核の持込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては、常にこれを拒否する所存であるので、非核三原則を堅持するとの我が国の立場は確保されています。

米国にとって、事前協議に関する約束を履行することは日米安全保障条約及びその関連取極上の義務であり、米軍艦船が我が国に寄港する場合においても、米国から核持込みについて事前協議が行われたい以上、米国による核持込みがないことについては政府として疑いを有していません。また、米国も核持込み問題に関連して日米安全保障条約及びその関連取極上の義務を誠実に履行する旨累次述べているところではあります。

つきましては、貴職におかれては、上記の次第を御勘案のうえ、今後とも米軍艦船の入港に際しては、日米安全保障条約及びその関連取極に基づいた取扱いがなされますよう、然るべく御協力方お願いいたします。

北米地第 5638号

平成18年 5月16日

高知県港湾空港局長 殿

外務省北米局日米安全保障条約課長



宿毛湾港における米国艦船の利用について（回答）

平成18年5月1日付貴信18高港湾第67号にて照会のありました点につき、以下のとおり回答致します。

記

従来から、国会における答弁等において表明しているとおり、日米安全保障条約上、いかなる核の持込みも事前協議の対象であり、核の持込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては、常にこれを拒否する所存であるので、非核三原則を堅持するとの我が国の立場は確保されています。

米国にとって、事前協議に関する約束を履行することは日米安全保障条約及びその関連取極上の義務であり、米軍艦船が我が国に寄港する場合においても、米国より核持込みについて事前協議が行われない以上、米国による核持込みがないことについては政府として疑いを有していません。また、米国も核持込み問題に関連して日米安全保障条約及びその関連取極上の義務を誠実に履行する旨累次述べているところです。

つきましては、貴職におかれては、上記の次第を御勘案のうえ、今後とも米軍艦船の入港に際しては、日米安全保障条約及びその関連取極に基づいた取扱いがなされますよう、然るべく御協力方御願ひ致します。